

斜里町部活動地域展開推進計画

令和 8 年 3 月改訂版

斜里町教育委員会

1 はじめに

少子化の進行や教員の長時間労働など、学校を取り巻く環境が大きく変化する中、学校部活動の在り方について、全国的に見直しが求められており、斜里町では、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び「北海道部活動地域移行に関する推進計画」を踏まえ、令和5～7年度を改革推進期間として部活動の地域展開に向けた取り組みを進めてきました。

令和7年12月、文部科学省は、令和7年5月の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終取りまとめ等での議論を踏まえ、少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図ることを目指し、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、次の段階として令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」と位置づけました。また、合わせて「地域移行」という名称は、これまでの学校部活動を、「地域全体で支え、より豊かで多様な学びの機会とする」という趣旨をよりの確に表すよう「地域展開」へと変更されました。

本町においても、「今の、そして未来の子どもたちの豊かな活動機会の確保」のため、地域の理解と協力を得ながら、持続可能な活動の在り方について検討を進めていく必要があります。

本計画はこうした国・北海道の動きを踏まえ、斜里町における部活動地域展開の方向性を明らかにすることを目的として策定します。

2 国の動向

学校部活動の継承が困難となりつつある中、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保することを目指し、スポーツ庁や文化庁から部活動の運営の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されています。

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (平成29年中央教育審議会中間まとめ)	部活動については、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。
○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年スポーツ庁・文化庁)	学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を整える。
○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (平成31年中央教育審議会答申)	地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき。
○公立の義務教育諸学校等の教育職員	部活動を学校単位から地域単位への取組と

の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和元年衆議院・参議院)	し、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。
○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について (令和2年文部科学省)	令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。
○運動部活動の地域移行に関する検討会議提言及び文化部活動の地域移行に関する検討会議提言 (いずれも令和4年)	休日の部活動の地域移行を達成する目標時期については令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行から3年後の令和7年度を目途とする。※1
○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年スポーツ庁・文化庁)	学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの。 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援。 ※2
○地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 (令和7年5月スポーツ庁・文化庁・文部科学省)	急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する。 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出する。 改革の理念等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は「地域展開」に変更。 令和8～13年度を改革実行期間とする。 ※3
○部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(改訂)(令和7年12月)	急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する。 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備。 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出する。

学習指導要領における部活動の位置づけ(平成29年改訂)	「部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意すること」として、学習指導要領に位置付けられた活動である。
学習指導要領解	「部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務と

<p>説における部活動の位置づけ (令和6年12月改訂)</p>	<p>して実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないのではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われることにも留意すること」</p> <p>「地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を継承・発展させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなど新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要」</p> <p>「学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。(略)異なる者が生徒の指導に当たる場合には、指導の一貫性を確保する観点から(略)緊密な連携を図ることが必要」</p> <p>「生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにするため、学校において設置者等と連携しながら、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知すること」等追記されました。</p>
--------------------------------------	---

※1

【改革の方向性】

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする。
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す。)
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

※2

「令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」としている。

※3

- 令和8～10年度を前期、令和11～13年度を後期とする。
- 原則、計画期間内に休日の全ての部活動において地域展開をする。
- 現時点で休日の地域展開が進んでいない場合は、前期3年間(R8～R10年度)の間に着手

3 北海道における方向性

(1) 北海道部活動の地域移行に関する推進計画(令和5年度策定：令和5～7年度)

公立中学校等を対象として、まずは、休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とし、休日における部活動の地域クラブ活動への移行については、国のガイドラインで改革推進期間と位置付けている令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

平日における地域移行については、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況を検証し、さらなる検討をすることが必要。

(2) 北海道部活動の地域展開に関する推進計画（令和7年度策定：令和8～13年度）

国のガイドラインの理念や部活動改革の基本理念を踏まえ、部活動をより広く地域全体で支える体制づくりの推進を図る。

令和13年度までに「休日の全ての学校部活動の地域展開」実現を目標とする。

生徒の多様なニーズに応じた体験や活動機会の保障、地域クラブ等による一貫した指導体制の整備と質の確保を重視することとし、地域住民や関係者との連携・理解促進、広報周知を行いながら、地域全体で部活動を支える仕組みの構築を目指す。

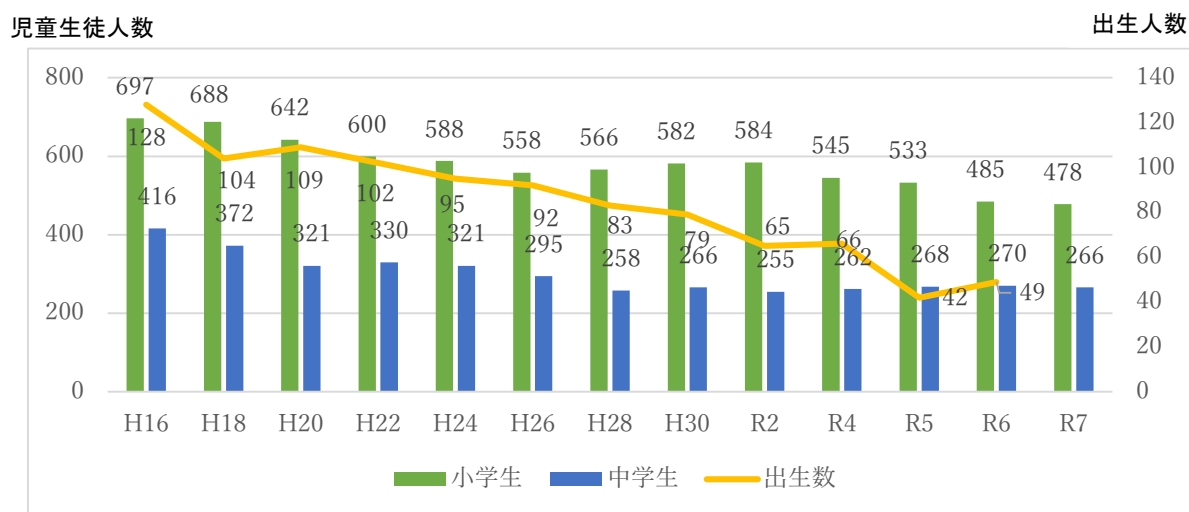
4 部活動地域展開の背景

(1) 児童生徒数の減少

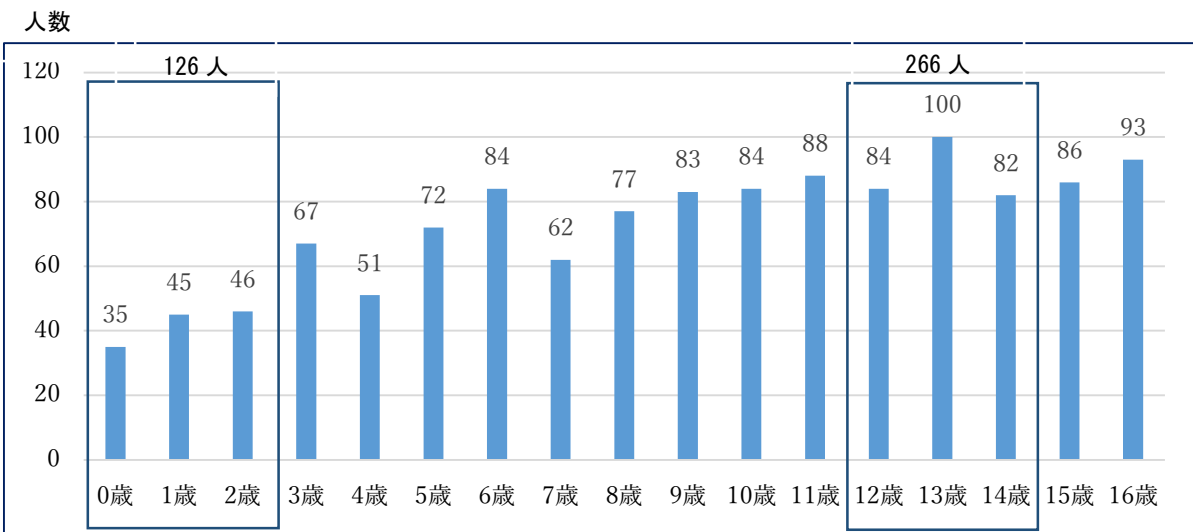
部活動の地域移行が進められる大きな理由の一つは、全国的に進む少子化です。

斜里町では、現時点では多くの種目の部活動が存続していますが、一部団体競技についてはチームを組織することが難しい状況もあり、少子化が進む中、今後、その傾向は一層進行することが予想されます。

[斜里町における児童生徒数と出生数の推移（各年5月1日現在）]



[斜里町の子ども年齢別人数（令和7年3月31日現在）]



(2) 教員の時間外在校等時間の現状

斜里町教育委員会では、平成31年3月に「斜里町立学校における働き方改革アクション・プラン」を策定し、教員の在校時間の縮減に向けた取組を進めています。

時間外在校時間の削減目標は、「教育職員の在校時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内」としていますが、現状では目標の達成には至っていません。特に中学校・後期課程教員の時間外勤務は、部活動指導が大きく影響していると言われており、学校の教育環境改善についても考慮すべき視点といえます。

[町立学校教員（中学校・後期課程）の1月あたりの時間外在校等時間の割合]

区分	年度	45時間以下	45超～80時間以下	80時間超～100時間以下	100時間超
中学校・後期課程	令和4年度	56.3%	34.1%	4.3%	5.3%
	令和5年度	55.1%	32.1%	4.8%	8.1%
	令和6年度	57.5%	31.4%	4.7%	6.4%

[町立学校教員（中学校・後期課程）の時間外在校等時間360時間以内の割合]

	年度	年360時間以内の割合
中学校・後期課程	令和5年度	26.5%
	令和6年度	23.3%

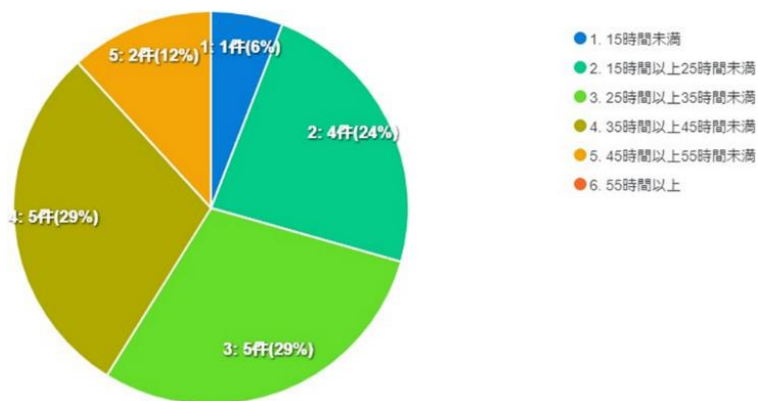
[令和6年度放課後や休日のスポーツ・文化・芸術活動についてのアンケート(教職員)]

○問 11：どのようなことに負担を感じていますか。(部活動顧問、副顧問への質問)

※複数回答

校務が忙しくて 指導ができない	教材研究の妨げ となっている	保護者の期待が 高すぎる	専門的な指導が できない	休日に休めない	時間外業務が増 えている
63%	74%	42%	68%	84%	89%

○問 12：部活動を担当することにより、月平均（平日）で何時間程度の時間外勤務が生じていますか。(部活動顧問、副顧問への質問)



また、少子化に伴う学校規模の縮小により、町立学校に配置される教職員数も減少し、複数顧問を維持するためには種目の整理が必要です。令和6年度に実施したアンケートでは、指導経験の無い種目を指導しなければならないことで生徒のニーズに応えられないという教員の声も多く見受けられました。

5. 斜里町の部活動をとりにく状況

(1) 斜里町の部活動の状況

斜里町では小学校、中学校、義務教育学校において部活動が実施されています。令和7年度は中学校で5競技等が廃止となったこともあり、加入率が減少しています。

[斜里町立学校の部活動設置状況と在籍数（令和7年5月現在）]

※（ ）は令和6年度

※下線は合同チーム。色付きセルは令和7年度廃止となった学校部活動

学校名 種目	斜里中				ウトロ学校（後期）				中学・後期合計			
	1	2	3	計	7	8	9	計	1 7	2 8	3 9	計
野球	0 (5)	5 (5)	5 (3)	10 (13)	0 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (2)	0 (6)	6 (6)	6 (3)	12 (15)
サッカー	／ (7)	／ (0)	／ (14)	0 (21)					0 (7)	0 (0)	0 (14)	0 (21)
陸上	／ (8)	／ (7)	／ (10)	0 (25)	1 (3)	2 (3)	3 (1)	6 (7)	1 (11)	2 (10)	3 (11)	6 (32)
バレー（男）	8 (8)	8 (4)	3 (3)	19 (15)					8 (8)	8 (4)	3 (3)	19 (15)
バレー（女）	4 (9)	8 (6)	6 (3)	18 (18)					4 (9)	8 (6)	6 (3)	18 (18)
バスケ（男）	／ (3)	／ (4)	／ (2)	0 (9)					0 (3)	0 (4)	0 (2)	0 (9)
バスケ（女）	0 (3)	2 (2)	2 (2)	4 (7)					0 (3)	2 (2)	2 (2)	4 (7)
卓球	／ (3)	／ (6)	／ (7)	0 (16)					0 (3)	0 (6)	0 (7)	0 (16)
バドミントン	4 (19)	13 (8)	3 (5)	20 (32)	1 (0)	0 (1)	1 (5)	2 (6)	5 (19)	13 (9)	4 (10)	22 (38)
吹奏楽	17 (10)	9 (9)	8 (9)	34 (28)					17 (10)	9 (9)	8 (9)	34 (28)
美術部	／ (0)	／ (8)	／ (5)	0 (13)					0 (0)	0 (8)	0 (5)	0 (13)
文化部					2 (1)	1 (5)	3 (3)	6 (9)	2 (1)	1 (5)	3 (3)	6 (9)
合計	33 (75)	45 (59)	27 (63)	105 (197)	4 (5)	4 (10)	8 (9)	16 (24)	37 (80)	49 (69)	35 (72)	121 (221)
全生徒在籍数	78 (94)	96 (72)	71 (78)	245 (244)	5 (6)	6 (11)	10 (9)	21 (26)	83 (100)	102 (83)	81 (87)	266 (270)
入部率（％）	42%	47%	38%	43%	80%	67%	80%	76%	45%	48%	43%	45%
R6入部率（％）	80%	82%	81%	81%	83%	91%	100%	92%	80%	83%	83%	82%
学校名	斜里小											
種目												
	3	4	5	6	計							
吹奏楽	7 (4)	4 (8)	10 (9)	9 (12)	30 (33)							
合計	7 (4)	4 (8)	10 (9)	9 (12)	30 (33)							

[斜里町立学校の部活動指導者の状況（令和7年5月現在）]

※（ ）は令和6年度

※色付きセルは令和7年度廃止となった学校部活動

学校名	競技・種目	R7顧問数	競技等経験有の 教員がいる場合 「●」	R7外部コーチ数	活動場所	活動曜日
斜里中	野球	2(1)	●	2(1)	自校	火・木・金・土
	サッカー	0(2)		0(1)		
	陸上	0(2)		0(1)		
	バレー（男）	2※女子と 重複 (1)	●	4※女子と重複 (5)	自校・斜里小	月・火・水・金・土
	バレー（女）	2※男子と 重複 (1)	●	4※男子と重複 (5)	自校・斜里小	月・火・水・金・土
	バスケ（男）	0(1)		0(0)		
	バスケ（女）	0(1)		3(0)	自校	火・木・金・土
	卓球	0(1)		0(2)		
	バドミントン	2(2)		5(3)	自校	火・木・金・土又は 日
	吹奏楽	2(2)	●	0(0)	自校	火・木・金・土
	美術部	0(1)		0(0)		
ウトロ学校	陸上部	4(4)		0(0)	自校	月・火・木・金・土
	バドミントン部	4(4)	●	0(0)	自校	月・火・木・金・土
	野球部	1(1)		0(0)	斜里中	火・木・金・土
	文化部	4(4)		0(0)	自校	月・火・木・金
斜里小	ジュニアバンド (吹奏楽)	2(2)	●	0(0)	自校	平日4日・土

[学校部活動の動き]

- ・令和7年度、町内中学校において5つの部活動（サッカー・陸上・バスケット（男子）・卓球・美術）が廃止となり、学校外の活動へ移行しました。
なお、大会参加要件を満たすために「学校部活動」として登録する必要がある場合については、町立学校や合同部活動の相手校の教員が引き続き手続きや引率等の役割を担いました。
- ・令和8年度についても、国の部活動地域展開に係るガイドラインの考え方や教職員の顧問配置の困難さ、教職員の勤務環境改善の必要性を踏まえ、更に学校部活動の廃止が予定されています。

(2) 学校部活動以外の競技等の状況

斜里町では、部活動にない競技種目についても、従来より少年団等による活動が展開されています。学校部活動ではなくなった競技等については、今後、地域で活動することとなりますが、生徒数の減少の他、指導者や場所の確保等の課題があります。

[地域競技団体等の在籍数（令和7年5月現在）]

※色付きセルは令和7年度に斜里中学校で廃止となった学校部活動競技等

種目	小学生・前期課程							中学生・後期課程				高校生	全体計
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計	高	
サッカー★							0	0	7	0	7		7
陸上★							0				0		0
バスケ★（男）							0	1	2	4	7		7
卓球★	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	5	0	5
美術部★							0	5	4	1	10	0	10
剣道	0	1	0	2	0	3	6	0	0	1	1	0	7
柔道	0	0	1	3	2	4	10	0	3	0	3	0	13
バドミントン	2	2	3	6	2	4	19	7	5	4	16	0	35
野球	3	2	5	8	3	9	30	0	5	7	12	0	42
スキー	0	7	6	11	4	9	37	7	2	1	10	0	47
水泳	6	3	6	5	1	1	22	1	0	0	1	2	25
サッカー	5	5	5	8	5	6	34	0	0	0	0	0	34
バレーボール	1	0	1	1	6	0	9	0	0	0	0	0	9
ミニバスケット	0	0	1	1	5	1	8	0	0	0	0	0	8
陸上	1	2	3	3	3	5	17	0	0	0	0	0	17
	18	22	31	48	31	42	192	22	30	20	72	2	266

6 斜里町の部活動域展開に向けた具体的取組み

(1) 地域団体への説明(令和4年度～)

令和4年度から、地域のスポーツ団体等（斜里町スポーツ協会、斜里町スポーツ少年団、スポーツ推進審議会、斜里中学校教員、斜里町文化連盟）に部活動の地域移行に関する国全体の方向性を説明。令和7年度は、廃止となった部活動競技を優先に聞き取りや町の考え方の説明等を行いました。

※以下「地域団体」とは、斜里町スポーツ協会、斜里町スポーツ少年団、スポーツ推進審議会、斜里町文化連盟及び所属の団体、その他斜里町内でスポーツ・文化芸術活動を行っている団体やグループ等のことを言います。

(2) 「大会参加に係る地域活動団体」の承認（令和5年度～）

- 令和5年度から、中体連主催大会に少年団などが地域活動団体として参加できるようになったことから（教員の引率は必要ない）、競技種類の必要性に応じ、申請に基づき町教委が地域活動団体を承認する仕組みを作りました。

（斜里無心道場、斜里水泳スポーツ少年団）

- 合わせて、中体連等が主催する大会への参加費用（交通費・宿泊費・食事代・参加料・引率者旅費等）の負担について、部活動として教職員が引率した場合に準

じ助成を行うよう制度運用を図りました。（「斜里町立学校体育文化振興助成規程」の特例的準用）。

（3）アンケートの実施（令和6年度）

- ・部活動の地域移行の検討資料とすることを目的に、児童生徒・保護者・教職員に対しアンケートを実施しました。

（令和6年度に実施した地域移行に関するアンケートでは、部活動に期待することの多数意見は、小学生、中学生の両保護者ともに「活動を楽しむこと」「努力することの大切さを学ぶこと」でした。）

※アンケート結果は町ホームページ掲載

[調査期間] 下記対象区分③・④・⑤…令和6年7月26日～8月10日

①・② …令和6年夏季休暇終了後～8月30日

[対象区分及び回答率]

対象区分	①小学校・義務教育学校の4・5・6年生児童	②中学校1・2年生、義務教育学校7・8年生生徒	左記①児童の保護者	左記②生徒の保護者	教職員	合計
回答率	86.9%	86.3%	44.7%	57.5%	59.8%	68.3%

（4）協議会の設置

①部活動地域移行検討協議会（令和6年度）

- ・「部活動地域移行検討協議会」設置。

[部活動地域移行検討協議会構成（団体名は委員の所属団体）]

斜里町スポーツ協会・斜里町文化連盟・斜里町スポーツ推進審議会・スポーツ推進委員会・斜里町社会教育委員・斜里町スポーツ少年団本部会・斜里町PTA連合会・知床ウトロ学校PTA・斜里中学校運営協議会・斜里中学校

※事務局：斜里町教育委員会 学校教育課・公民館

日程	主な内容
第1回/R6.7.11	これまでの経過と町の取組み状況報告、町立部活動の現状、地域移行に関するアンケート調査実施（予定）等
第2回/R6.10.31	地域移行に関するアンケート調査結果、他自治体の事例共有、今後の部活動地域移行に向けた方針（「斜里町部活動地域移行推進計画（素案）」について）等
第3回/R7.3.27	町民講演会の開催結果、「部活動地域移行推進計画（令和7年3月版）」について、部活動地域移行・地域展開への意見交換等
先進地視察/R6.9.12	紋別市及び民間事業者による部活動地域移行の取組みを視察

②部活動地域展開推進協議会（令和7年度）

- ・令和6年度の「部活動地域移行推進協議会」を発展させ「部活動地域展開」の視点から「部活動地域展開推進協議会」を設置

[部活動地域展開推進協議会構成内訳（団体名は委員の所属団体）]

斜里町スポーツ協会・斜里町文化連盟・斜里町スポーツ推進審議会・スポーツ推進委員会・斜里町社会教育委員・斜里町スポーツ少年団本部会・斜里町PTA連合会・知床ウトロ学校PTA・斜里中学校運営協議会・斜里中学校・知床ウトロ学校・斜里小学校・斜里高等学校
 ※事務局：斜里町教育委員会 学校教育課・公民館

日程	主な内容
第1回/R7.6.17	「斜里町部活動地域展開推進協議会」の設置、学校部活動・町内団体調査の進捗状況、地域展開活動団体への補助制度等
第2回/ R7.8.26	地域展開協力団体への補助制度、学校部活動・町内団体調査等の進捗状況、斜里中学校の部活動の今後の見通し等
第3回/R7.11.20	国・北海道・管内の部活動地域展開に係る情報共有、学校部活動・町内団体調査等の進捗状況・休日の移行の見通し・方針等
第4回/R8.3.18	令和7年度の取組み状況、部活動地域展開推進計画（令和8年3月版）について、令和8年度の取組みについて、部活動地域展開への意見交換等

(5) 各種制度の整備

部活動の地域展開の促進と地域における子ども達のより良い活動の環境づくりを目的に町独自の制度を創設しました。

R7年度	地域活動団体の認定制度創設	部活動の受け皿として中学生等を受け入れて活動する団体を町独自の「地域活動団体」として認定し登録 ※「斜里町地域活動団体の認定に関する要領」制定
	地域活動団体に対する助成制度を創設	地域活動団体に対し、運営費、資格取得支援等に係る費用の一部を町が助成 ※「斜里町部活動地域展開支援事業助成金交付要綱」制定
	指導者人材バンク制度を創設	部活動の地域展開に向けた指導者・協力者の登録制度（地域活動団体や少年団等とのマッチングを想定）

(6) 町民向け講演会・講座等の開催

R6年度	R7.2.26	○町民向け講演会 演題：「みんなで考える部活動の地域展開 町民向け講演会」 場所：ゆめホール知床公民館ホール 講師：リーフラス株式会社 ソーシャルアクション統括本部 北海道支社副支社長 田中 陽介 氏 参加者：来場者：一般21名・町職員11名、オンライン18名（最
------	---------	---

		大同時視聴者数) 計 50 名
R7 年度	R8. 1. 21	○スポーツ指導者向け講演会【実証事業】 [講演会] 演題：「強いチームのトレーニングは何が違う!？」 場所：ゆめホール知床会議室 1 講師：株式会社 PHYSIT 代表取締役 大森達也 氏 参加者：14 名
	R8. 2. 13	○町民向け講演会 演題：「部活動地域展開 誰のため?何のため?誰がやるの?」 場所：ゆめホール知床会議室 1 講師：部活動の在り方検討支援アドバイザー 小田新紀 氏 参加者：44 名 (来場 19 名・オンライン 25 名)
	R8. 2. 14	○プロスポーツ選手による子ども向け講座 (実技)【実証事業】 場所：町立学校体育館 競技：バレーボール 講師：北海道イエロースターズ選手 参加者：63 名
	R8. 2. 18	○スポーツ指導者向け講演会【実証事業】 [研修会 (実技)] 場所：ゆめホール知床公民館ホール 講師：株式会社 PHYSIT 代表取締役 大森達也 氏 参加者：13 名

(7) その他

○子ども達の豊かな活動の機会づくり及び居場所づくり事業として、社会教育分野で生徒を対象とする事業の拡充を図りました。

(ゆめホール：斜里アートクラブ (R6～)、知床博物館：ミュージアムクラブ (R7～)、町立図書館：みらいキャンパス (R6～) 等)

○広域連携に係る取組

網走ブロック (網走市・大空町・小清水町・清里町・斜里町) の部活動地域展開担当者による会議を年 3 回実施し、情報共有及び課題等について協議を行いました。

7 計画の推進期間

部活動の地域展開の改革推進期間は令和 5 年度から令和 7 年度末までの 3 年間ですが、方針の決定や体制づくりにはさらに時間を要すると考えられることから、本計画の推進期間は令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

8 部活動の地域展開に向けた方針

(1) 地域展開の方針

○子どもを中心とした取組とすること

地域の子子ども達が将来にわたりスポーツや文化・芸術に継続して親しむことができるよう子ども達を中心に置いた取組とします。

○「休日」「平日」に関わらずできるところから実施

令和5年度から7年度末までを目標に地域展開推進期間と設定し、関係団体への説明や意向調査を行いながら、まずは休日の活動について、可能な種目から、随時進めています。ただし、関係団体とは「平日」の活動も合わせた協議となっている実態を踏まえ、「休日」「平日」に関わらず、子ども達の活動が継続でき、また受入れ団体にとっても持続可能な方法を、共通の理解の醸成を図りながら進めます。

○学校と地域との連携協力

学校は、学校現場の状況を勘案した活動や休業日の設定を行いながら、子ども達の活動が円滑に引き継がれるよう、生徒・保護者、地域団体等との連携・協力を努めることとします。

また、各種競技の大会の在り方も変化しています。各大会参加要項等に合致する場合は、学校部活動ではない競技団体等についても子ども達の大会参加が可能となるよう、継続し協力を行います。

○地域クラブの検討とコーディネート機能の整備

将来的な体制は「民間の地域クラブの設置」を目標とし、そこに至るまでの間に「部活動の民間委託」等も視野に検討します。なお、地域展開には、生徒・保護者、関係団体や機関等との情報共有、活動に係る様々な調整等が円滑に行われることが重要であり、それらのコーディネート機能の構築を進めます。

○指導者の体制づくりと人材育成

指導者の確保については、町は制度整備を図るとともに、関係団体等の協力を得ながら指導人材の発掘や育成、協力者の確保に努めることとし、将来的には地域クラブ等が中心となり地域団体や個人、教員へ協力を呼びかけ、登録制度や研修により子ども達が安心して活動できる指導体制づくりを進めることを目指します。

○社会教育と多様な活動環境づくり

地域クラブ等の活動は、社会教育活動の一つとして、勝利至上主義に傾倒せず、子ども達がスポーツや文化・芸術活動を通じ、地域や社会と関わりながら成長できる場となることを重視するとともに、子ども達の活動の目的は様々なため、地域の実情に応じながら子ども達が挑戦できる環境を整えます。

○広域連携と協力の推進

少子化が進行する中、子ども達のやりたい活動の場の確保には広域的な視点が不可欠であり、町は近隣自治体との連携・協力体制づくりを図ります。

○町全体のスポーツ・文化芸術活動の振興

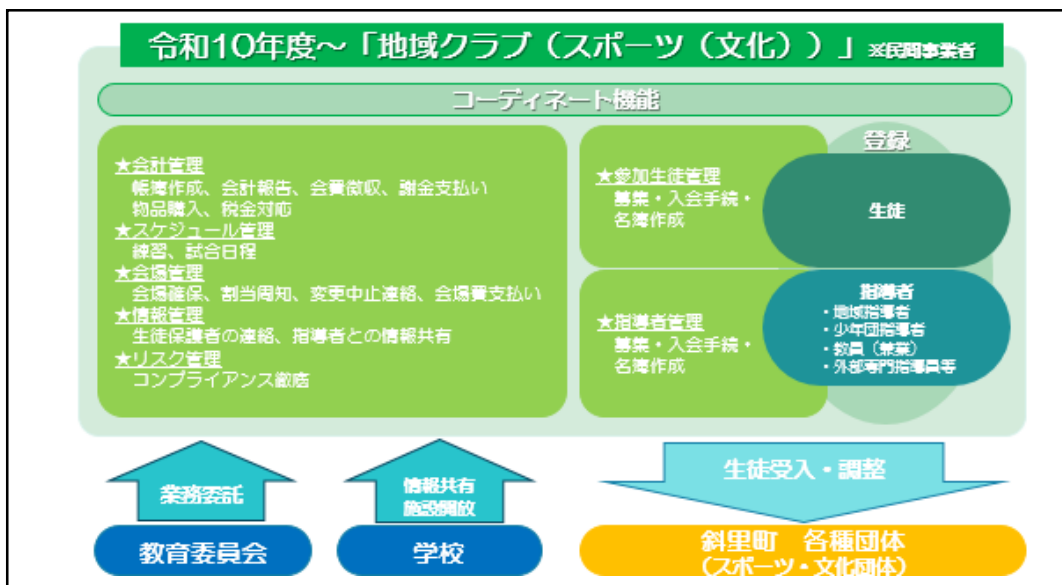
子ども達の活動環境は地域で一体的に整備することとし、将来的に、児童生徒から一般の地域住民を包括したスポーツ・文化芸術活動の活性化に資することを目指します。

(2) 地域展開後のイメージ（検討案）

民間の地域クラブ等へ移行を視野に入れながら、国や北海道の取り組み、地域の実情を勘案しながら柔軟に検討します。

方法やスケジュールについては以下の案を提示します。

【部活動地域展開 最終イメージ（地域クラブ展開の場合（案））】



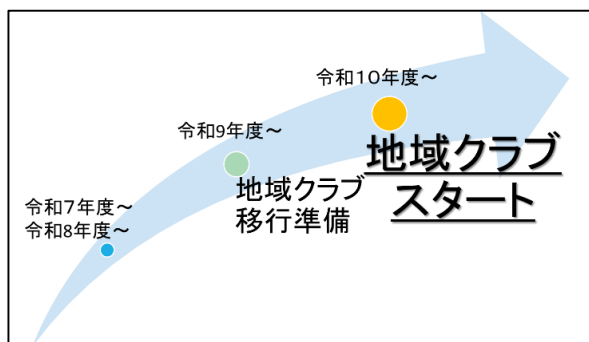
(3) 地域展開のスケジュール(案)

【部活動地域展開ロードマップ案（令和9年度から地域クラブへ委託（令和9年度準備業務・令和10年度運營業務委託））】

○休日、さらに平日も含め、地域団体の中で協力可能な団体から展開を進める。（令和7年度末を目途としながら継続対応）

○平行して、休日・平日について地域クラブの民間委託を進め、可能な限り早期に実現する。

- ・令和7年度から8年度に委託先検討
- ・令和9年度以降、地域クラブとして委託（令和9年度準備業務・令和10年度運營業務）
- ※次ページ参照



(4) 令和8年度の予定

①地域人材・団体との連携、人材の確保の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体との連携 ・補助・人材確保に係る制度の推進 ・社会教育施設における活動の充実 ・部活動コーディネーターの配置
②地域クラブ化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先について情報収集・検討
③具体的方針の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・「休日・平日」における部活動地域展開の方針決定（見直し） ・「斜里町部活動地域展開推進計画」の改訂（令和8年度版）

④継続的な取り組み	<ul style="list-style-type: none">・部活動地域展開推進協議会における協議・学校との連携・情報発信
-----------	---

地域移行に向けたロードマップ

